



筑紫女学園大学リポジット

A Study of Prewar Buddhist Childcare

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-12-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宇治, 和貴, 盛, 智照, UJI, Kazutaka, MORI, Chisho メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/935

戦前期仏教保育事業の研究

宇治和貴
盛智照

日本における社会事業が、米騒動の勃発を契機として、大正の半ばから後半にかけて成立をみたことが『戦前期仏教社会事業資料集成』において確認されている。また浄土真宗本願寺派をはじめとする各仏教教団では、大正期の後半から昭和初頭にかけての時期に、教団として慈善救済への取り組みが、各宗務組織の中に「社会事業」を所管する社会課などを設置する形で開始されている。各宗派内で行われている慈善、社会事業などの諸活動を教団として統轄する目的を持っていたのだが、こうした動きは中央政府や各府県での社会課の新設などに対応、追従するようなかたちで展開されたものであった。

そのようななか、仏教教団における少年を対象とする教化活動は、キリスト教の日曜学校の刺激を受けて、明治10年代に活発化した。

この頃、仏教幼稚園も設立されはじめることが確認できる。大正期には、資本主義経済の進展にともない広範囲に生み出されてくる貧困層が大きな社会問題となり、仏教者による「セツルメント」も設立されたが、ここでは保育・託児事業が大きなウエイトを占めていた。さらに昭和に入り、農村不況が深刻化すると、「農繁期託児」事業は、

寺院の取り組むべき課題として大きくクローズアップされ、戦時体制の進行により一層の重要性を帯びていった。今日、寺院経営による幼稚園・保育園が数多く存在しているのは、上述のような事情によるものである。

筑紫女学園大学戦前期仏教保育事業研究会では、仏教教団における保育事業成立の歴史的事情を明らかにするために、仏教保育事業開始期の資料を収集する作業を行い、以下の資料を収集した。

書名	発行年	編者・著者、発行者
① 農繁期託児所の経営に就て (本願寺派社会部パンフレット第1輯)	不明	不明(下記資料巻末広告に記載)
② 保育の栞 (本願寺派社会部パンフレット第2輯)	昭和3年	南至玄著、本派本願寺社会部
③ 保育事業概論 (本願寺派社会部叢書第4輯)	昭和3年	藤音得忍編、本派本願寺社会部
④ 宗団を中心とする農繁期保育事業の理論と実際 (本願寺派社会部叢書第7輯)	昭和5年	田村克己著、本派本願寺社会部
⑤ 農繁期保育事業のすゝめ (大谷派社会事業叢書第5編)	昭和6年	竹中慧照編、大谷派社会課
⑥ 理想の仏教保育	昭和6年	堀緑羊著、代々木書院
⑦ 訓育及保育の基礎たる宗教	昭和9年	関寛之著、大倉広文堂
⑧ 幼稚園及託児所 (日本宗教講座第5回配本)	昭和9年	朝原梅一著、東方書院
⑨ 農繁期託児所経営法 (浄土宗社・教叢書第1輯)	昭和12年	内山憲尚著、知恩院社会課
⑩ すぐに役立つ農繁期託児所の理論と実際	昭和12年	花円淵澄著、山本匡夫、本派本願寺
⑪ 寺院と児童教化事業	昭和13年	川人宥賢編、古義真言宗社会課
⑫ 仏教保育資料	昭和16年	横井淳道編、浄土宗務所社会課
⑬ 国民保育要義	昭和16年	内山憲尚著、東洋図書
⑭ 保育資料 第2輯	昭和17年	雲井泰山編、天台宗社会部
⑮ 季節保育所開設の手引き	昭和18年	山元公道著、宗教団体戦時中央委員会
⑯ 季節保育所の実際	昭和18年	内山憲尚著、大日本仏教会
⑰ 報国保育所の実際経営	昭和19年	粟津実著、真宗大谷派教学局

また、一九二五年二月から一九四三年九月までの『教海一瀾』『真宗』『中外日報』『本願寺新報』などの仏教関係新聞に記載されている、仏教保育に関する記事を収集し、解説することによって、仏教保育事業の展開過程を確認する作業を行ってきた。

研究会を重ねるなかで、収集した資料のなかで、仏教保育に関する理念や論理を論述している著述的な性格の資料と、寺院において具体的に仏教保育事業を開始するにあたっての手引き本格的性格を持った実践的な資料に分けることができると判断した。そこで、今後『戦前期仏教保育資料集成』として、刊行することを目的とした場合、『戦前期仏教保育事業資料集成 著述篇』と『戦前期仏教保育事業資料集成 実践編』とに分類し、すでに刊行されている資料集などに収録されている資料や、内容が重複する資料などを省いて以下のような編集作業を行ったうえで刊行する計画を立てている。

『戦前期仏教保育事業資料集成 著述篇』として、
 ・堀緑羊『理想の仏教保育』
 ・田村克己『宗団を中心とする農繁期保育事業の理論と実際』
 ・関寛之『訓育及保育の基礎たる宗教』
 の三資料を収録する計画を立てた。それぞれの資料の選出にあたって、堀の『理想の仏教保育』は、第七章「幼児期に於ける宗教教育」の部分に特に重要だが、全体的に宗教保育に関する言及があるため、全文掲載。田村の『宗団を中心とする農繁期保育事業の理論と実際』は田村の全著作をあたって掲載資料を決める、という課題のもと検討を行い本書がもっとも詳細かつ宗教に関する言及も多いため、掲載に

適していると判断した。また、関の『訓育及保育の基礎たる宗教』に
関しては、第一編「児童の宗教心理」、第二編「児童の宗教教育」、第
三編「仏教保育」で構成されているのだが、第一・二編は保育と無関
係のため第三編のみを掲載する方針を確認した。

また『戦前期仏教保育事業資料集成 実践編』として、

・石清水矢磨『農繁託児所の経営に就て』

・南至玄『保育の葉』

・朝原梅一『幼稚園及託児所』

・内山憲尚『農繁期託児所経営法』

・花田淵澄『すぐに役立つ農繁期託児所の理論と実際』

・川人宥賢『寺院と児童教化事業』

・山元公道『季節保育所解説の手引き』

・粟津実『報国保育所の実際経営』

の八資料を収録する計画を立てている。それぞれの資料は、各時代状
況下において、各宗派における仏教保育事業を開始する意義と具体的
な方法が記されているものを選んだ。その際、同一執筆者である場合
や、内容が重複するものは収録を見合わせた。

本稿は共同研究者である盛智照が執筆担当した『戦前期仏教保育事
業 実践編』として編集し、収録予定の資料に関する解題を掲載する
ものである。尚、今後の研究の進捗状況によって、この編集内容や方
針に変更が生じる可能性を含んでいることも併せて記しておきたい。

本稿は今なお継続中である戦前期仏教保育研究会における作業成果
の中間報告であり、最終的には『戦前期仏教保育事業資料集成』とし

ての出版を目的とするものであることも付記しておく。

(以上、担当：宇治和貴)

II、仏教保育資料解題―実際編―

明治初年の廃仏毀釈により打撃を受けた各仏教教団は、「近代化」
する国家・社会に自らの有用性を示すため、慈善活動の必要性を認識
するようになった。その一つとして、仏教者による児童保護事業があっ
たが、明治期の活動は先駆的な仏教者や寺院などによる単発的なもの
であり、その全国的な拡大及び組織化は、大正期まで待たなければ
ならなかった³⁾。

日本における社会事業の組織化の契機は、明治四一年(一九〇八)
年九月から一〇月にかけて行われた、第一回感化救済事業講習会とさ
れる。この講習会は内務省主催のものであったが、参加者の大半は宗
教者であった。この講習会開催に併せて中央慈善協会が設立され、仏
教教団に対しても社会事業の推進が期待された。講習会に参加した僧
侶たちも宗派の枠を超えて会合を重ね、仏教者が経営する個別の社会
事業の連絡援助を目的とする仏教同志会を、明治四二(一九〇九)年
一〇月に結成した。この時期、日露戦争を終え、明治初年以來の国家
目標の一応の達成を果たした明治政府は、それゆえに新たな国民統
合理念の創出に迫られていた。また、資本主義社会の構造的矛盾の表
出として、足尾銅山鉍毒事件に代表される社会問題が顕在化し始めた
のもこの時期であった。明治末期から大正初期にかけて、社会事業の

必要性が広く仏教関係者の間で認識されはじめ、仏教保育事業もその流れのなかで量的に拡大していった。

村井龍治は、「大正期は保育事業実践基盤を形成するとともに、保育事業の理論化にとっても重要な時期⁴⁾」と指摘したうえで、大正期の仏教保育事業開設の三背景を、①関東大震災による被災家族援助②農繁期にある農家族援助③昭和天皇の即位に関する記念事業を契機とする三類型に分類している。本解題で取り扱う資料は、特に②との関わりが深い。

大正後期になると、教団ごとに社会事業を所管する社会課が設立され、大正二二（一九二三）年四月には、いち早く浄土真宗本願寺派と大谷派が単独で社会事業大会を開催し、各宗派もこれに続いた。以降、仏教徒有志による個別的な社会事業は、教団の統制下に再編されていった。昭和九（一九三四）年発行の『日本仏教社会事業の概況』によれば、仏教社会事業の総数は四、八四九とされ、そのうち保育託児事業は七二から五三二に急増している。その大半が農繁期託児所であったと推察されるが、仏教保育事業の起点は、主にこの農繁期託児所の設置に求められる。まず、昭和初年に発行された農繁期託児所開設の手引きを概観し、この時期、農繁期託児所開設が叫ばれた背景を探る。

Ⅲ、「農村社会事業」としての農繁期託児所の成立

（資料1）石清水矢磨「農繁託児所の経営に就て」（『教海一瀾』第七

三〇号、昭和二年六月三〇日）

（資料2）南至玄『保育の栞』（本願寺派社会部、昭和三年）

日本における仏教保育事業（所）は、大正末期から昭和初期にかけて著しく増加している。その背景を思想面から見れば、海外の保育理論の輸入紹介を終え、その日本における理論化・実際化が図られたのがこの時期にあたるためである。実際、「仏教保育に関する本としては、わが国で最初の本」と評される堀緑羊『理想の仏教保育』は昭和六（一九三一）年に刊行されている。

また、これを社会的状況から見れば、第一次世界大戦後の戦後不況、それに伴う労働争議や小作争議の増加、昭和二（一九二七）年の金融恐慌と昭和四（一九二九）年の世界恐慌に端を発する昭和恐慌といった慢性的な経済的不安が長く続いた時代でもあった。このような財政的な危機に対して、従来の国民相互の扶助を前提とした「恩寵的」な慈善・感化救済事業は、その見直しを余儀なくされた。

特にこの時期、農村においては、農繁期の乳幼児保護が喫緊の課題とされていた。その背景としてあった農繁期における農村の惨状について、資料1から引用する。

五月雨の頃になると何処の農村でも頓に緊張し、田植えの忙しさに活気を帯びて来る。秋の野に黄金の波が漂ひ初めると、人々は真剣に働きの用意を整へる。斯うして農家では猫の手も借りたい程に目まぐるしい農繁期を迎へ、まだ通学中の頑足ない子供まで

引張り出して、一家総動員で農業に没頭するのである。(中略)けれども其頃になると、子供を放つて置いて失火させたとか、水量の増した川に子供が溺死したとか、桑摘の日に背負つた幼児の眼を痛めたと言つたような悲惨事を耳にすることが誠に多くなる。野良に出ると、埃だらけの藁束の上に子供を泣かせながら、母親がいらただしい気持ちで田植えを急いでいる。酷いものになると、矢鱈に子供を叱り飛ばしてお終ひには虐待までするのを見かける。斯うして多く知らず識らずの裡に、大切な幼児の円満なる成育を傷つけてゐるのである。(四～五頁)

資料1は、昭和二(一九二七)年に浄土真宗本願寺派の機関紙『教海一瀾』に掲載された論考である。この年の四月に本願寺派は教務部社会課を社会部に昇格させ、初代部長に藤音得忍が就任した。昭和初期の農村の窮乏と小作争議の激化は、農村における社会問題を顕在化させた。しかし、農村における社会事業施策は著しく立ち遅れていた。資料1は、農村問題の解決のための抜本的改革案である農村振興策の他に、間接事業として「近来盛んに唱導せらるゝ農村社会事業の普及徹底」に努めることを力説する。その一例として、農繁期の労働力確保、乳幼児の保護を目的とした農繁期託児所設置の概略を述べる。

浄土真宗本願寺派は、資料1の発刊に続いて、七月に築地別院内に保母養成所を開設、八月に本派関係者を対象とした保育事業講習会云々の開催と矢継ぎ早に施策を講じている。また大谷派を見ても、本派に先立ち大正十四(一九二五)年十一月に第一回保育大会を開き、昭和

三(一九二八)年十一月の御大典記念の保育事業大会では、大谷派宗教育研究所嘱託の山本文が講演した後、十四項目に渡り協議が行われた。これらの事例より、真宗教団がいかに保育事業に力を入れていたかがわかる。門信徒の多くを農村部に抱える真宗寺院にとって、農村の疲弊は寺院経営に直接影響を及ぼしたものと考えられる。真宗教団が比較的早く農繁期託児所開設の奨励策を講じた背景には、真宗寺院特有の事情があつたものと推察できる。

資料2は、龍谷幼稚園園長の南至玄が筆を取り、本願寺派社会部から「社会部パンフレット」第二輯として発行されている。その第一輯は確認できていないが、「農繁期託児所の経営に就て」と題してあることから、資料1の岩清水の論考がそのまま書籍化された可能性がある。

さて、実際に幼稚園の実務に携わる南は、第一章で「保育の原理」について、①自発活動②相互保育③具体保育と項目を立て解説している。その内容を要約すれば、幼児の本能的な活動を抑制せず、幼児同士の相互作用を大切にし、理屈に頼らず幼児の「実際活動」を十分に満足させなければならない、ということである。

実際の経営については、「幼稚園は幼稚園令の定むる所に従つて経営すればよい」と述べた後で、農繁期託児所の経営について詳述している。

資料1・2ともに、託児所として寺院が適当な理由を、農村各地に点在し、広大な堂宇と境内地を持ち、また役場や学校などに比べて親しみやすい点に求めている。その経営や費用について、寺院が中心と

なりながら、行政や地域の篤志家、婦人会等の協力を得ることも求められている。その他、開設時期や受託時間、対象年齢や設備等についてはほぼ同様の記述である。ただし資料2は「保育料」の項目を設け、「設置の主意に従って、保育料としては徴収しない方が穏当かと思ひますが、無料と云ふ事も色々の意味に於て面白くないから、間食費として一日参銭乃至五銭位のを徴収する事が先づ一般かと思ひます」としている。

IV、幼稚園令の制定と「幼保一元化論」の萌芽

(資料3) 朝原梅一『幼稚園及託児所』(東方書院、昭和九年)

大正十五(一九二六)年四月、小学校令の一部改正に伴い、幼稚園について初の単独の法令である「幼稚園令」が公布された。これまでに幼稚園については、小学校令中の一部で「幼稚園ハ満三歳ヨリ尋常小学校ニ入学スルマデノ幼児ヲ保育スルヲ以テ目的トス(第九十五条)」と規定していたが、同日に示された「幼稚園令施行規則」では、三歳未満の乳幼児の入園や保育時間について弾力的な運用を認めている。

幼稚園ノ設置ハ固ヨリ之ヲ任意トシ、市町村、市町村学校組合、町村学校組合又ハ私人ヲシテ必要ニ応ジテ之ヲ設置スルヲ得シムト雖、父母共ニ労働ニ従事シ子女ニ対シテ家庭教育ヲ行ウコト困

難ナル者ノ多数居住セル地域ニ在リテハ、幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ。今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及発達セムコトヲ期セザルベカラズ。随ツテ其ノ保育ノ時間ノ如キハ、早朝ヨリ夕刻ニ及ブモ亦可ナリト認ム。又幼稚園ニ入園セシムベキ幼児ノ年齢ニ就キテハ、従来ノ規定ト同ジク三歳ヨリ尋常小学校就学ノ始期ニ達スルマデヲ原則トスルモ、特別ノ事情アル場合ニ於テハ三歳未満ノ幼児ヲモ入園セシメ得ルコトトセリ。

資料3は、この幼稚園令を下敷きにしながら、独自の幼稚園及び託児所観を表明するものである。著者の朝原梅一は、仏教保育に限らず、日本の保育理論の発展に多大に貢献した人物である。東洋大学・同大学研究科で倫理学・教育学・哲学を修め、大正八(一九一九)年に東京府内務部救済課に勤務、昭和二(一九二七)年に東京府社会事業主事に就任した¹⁰。朝原は、長年東京の児童福祉行政に携わる傍ら、多数の児童福祉関係の書籍を執筆した¹¹。

資料3は東方書院編『日本宗教講座』の第五回配本として発刊されているが、その内容に特別な仏教(宗教)保育理論を有さず、そのためなぜこれが『日本宗教講座』の一冊として収められたのかが詳らかでない。しかし、朝原の昭和十一(一九三六)年の著書『幼稚園託児所保育の実際』の緒論に、曹洞宗宗務所社会課主催の講習会において、「幼稚園及託児所経営の実際」と題した講演とその草稿があったことが記されている¹²。おそらくこの草稿をもとに発刊されたのが資料3だと考えられる。また、先述の小宮山は、「朝原先生はいろいろの教

派、宗派の人々と交渉をもって居られ、決して狭あいな信仰の持主ではなかったが、先生自身は浄土真宗の信仰を保持しておられた¹³と述懐している。

資料3の主張は、当時、富裕層を主とする未就学児童の教育施設と意識されていた幼稚園と、主に貧困層に対する児童保護事業としての託児所を、ともに幼児の「本能欲望¹⁴」を満たし、「心身の健全なる発達」を図る「保育事業」として統一することの必然性を述べている。

現代世界を通じて保育事業を考察する時は、幼稚園保育と云ひ、託児所保育と云ひ、孰れも、幼児の生活を本位とする保育方法を目的としなければならぬと云ふ結論に達したことを知るべきである。(一〇頁)

この主張は、『幼稚園託児所保育の実際』においてもほぼ同様に述べられており、この時期の朝原の主要の論点であったと同時に、いまだ議論されている「幼保一元化」論に連なる嚆矢といえる。また、朝原は資料3で、農繁期託児所については最後に章を立て論じているが、農繁期だけの保育でも、「幼児は充分に注意を拂はれつ、教育上衛生上好い習慣がつけられる」としながらも、その期間限定の保育は「そつけない臨時事業施設」としている。

V、戦時体制への移行と季節保育所の常設化

(資料4) 内山憲堂『農繁期託児所経営法』(知恩院社会課、昭和十二年)

(資料5) 花岡淵澄『すぐに役立つ農繁期託児所の理論と実際』(本派本願寺、昭和十二年)

(資料6) 川人宥賢編『寺院と児童教化事業』(古義真言宗社会課、昭和十三年)

昭和十二(一九三七)年七月、盧溝橋事件を発端に、日本は中国との侵略戦争に突入した。政府は、昭和十三(一九三八)年一月に厚生省を設置し、四月公布の国家総動員法(翌月施行)をもって、戦争遂行のための「人的資源」としての国民の保護育成を社会事業の中心命題とした。農繁期託児所は、昭和八(一九三三)年には累計五七四五ヶ所¹⁵を数えていたが、この時期、「生めよ、殖せよ」を合言葉に、さらなる託児所開設が進められた。

資料4は、知恩院社会課の「社・教叢書」第一輯として刊行されているが、その著者の内山憲堂は、戦前から戦後に至るまで、多くの幼児教育関係の書物を出版した人物である¹⁶。

内山は大阪で生まれ、大正十三(一九二四)年に東洋大学社会事業科を卒業後、増上寺の明徳幼稚園や平塚託児所の主事、東洋家政女学校教諭などを歴任した。また、昭和六(一九三一)年に「子供の人形座」及び人形劇研究所を設立し、昭和七(一九三二)年から八年にか

けて米国の児童問題視察のため留学、帰国後の昭和九年より聖美幼稚園を経営している。また内山は、昭和十四（一九三九）年ごろから、号を「憲堂」から「憲尚」に改めている¹⁷。彼の評伝は、内山が幼児教育に一生を捧げることになる契機を、「関西でもっとも悲惨だと云はれた或る貧民窟で、見るも気の毒な子供たちの姿に接して以来¹⁸」と伝えている。

資料4は、最初に「農繁期託児所の目的と歴史」と章を立て、農村経済の疲弊・それに伴う若者の都市部への流出といった農村の問題を挙げる。さらに「寺院と農繁期託児所」の章では、かつて寺院が行政や学校施設を兼ねていた時代に比べ、現下の寺院の農村問題における社会的影響力の減退を嘆いている。そのため寺院の社会的地位を回復し、農村社会における影響力を保持していくためにも、寺院が農繁期託児所に対して「一番適当な地位」にあることを力説する。また内山は、「二寺院一事業の高唱されてゐる折柄」であるから、日本における全寺院数およそ七万一千ヶ寺の十分の一にあたる、七千ヶ寺での託児所開設を求めている。

資料4で注目すべきは、第八章に「宗教的保育の実際」として章を立て、その最初に、

幼児期における宗教々育の問題は、先づ心理教育学に立脚して、幼児期に於ける宗教心の問題から述べるべきであるが、本書は、實際を主としたものであるから、幼児の宗教心を是認し、幼児期の宗教々育の可能性を認め、実際時立場に立脚してその方法を述

べることにした。（三九頁）

と述べている。

具体的に、朝礼は、「遊びの流れにある幼児の心を切斷」するため保育上感心しないが、宗教教育の立場からすれば「宗教的儀式」として、「幼児への形式的宗教陶冶の上から、その方法さへよければ決してこれを無下に排斥すべきでもない」としている。

また「幼稚園令」が定める保育五項目（唱歌・遊戯・観察・談話・手技）について、「宗教的な色彩を加え、仏教的なものを選ぶ」ことによつて宗教教育の一助とする持論を展開している。

内山は、農繁期託児所における「宗教教育」を意識しており、その点で他の著者とは一線を画している。しかし、その保育項目は幼稚園令に依拠しており、仏教主義に立つ保育を構想するまでには至らなかったようである。昭和十六（一九四一）年五月九日の『中外日報』に、内山は「皇国民の錬成は幼児保育から」と題する記事を掲載し、「真の日本人の養成はこの幼児に於てこそ一番必要」と叫んだ。

資料5・6は、それぞれ本派本願寺社会部、古義真言宗社会課より発行されている。

資料5の著者花円は、昭和一〇（一九三五）年四月、本願寺派の社会事業関係者の連絡や提携を目的に創設された本願寺派社会事業協会の発起人に名を連ねており¹⁹、その他の発起人として初代社会課課長の藤音得忍や、資料2の著者南至玄も名を連ねている。これらの人物と並んで発起人に名を連ねていることから、花円は本願寺派内で児童

保護事業の有力者の地位を占めていたと思われる。事実、資料5において、農村託児事業を開始したのは大正一〇（一九二一）年としている。

資料5で述べられる保育理論は、花岡自身の長きにわたる保育現場での実践に裏打ちされたものであり、その意味で他の資料に比べて興味深い記述も多い。一例を挙げれば、花岡は「地蔵和讃」を保育の上から再解釈し、賽の河原で幼児が石を積む苦行は託児所で熱心に遊ぶ幼児の姿だという。

この遊びを認めない保母やその仲間入りをしない保育者は、託児にとつては鬼に石を崩された淋しさを与へ、面白いネ上手だよと認め褒め奨励してやる時は、地蔵さんに救はれたと同様の嬉しさを与へるよき保育者である。（三五頁）

資料5において、花岡は一貫して幼児の立場に立った保育を心がけており、それを実際の事例に即して度々述べている。また花岡の保育理論で注目すべきことは、幼稚園令が示す「保母は女に限る」という一文を批判し、毎日直接園児に接する保育者には、男女両方の「父心・母心」が必要だと述べる点である。男性の出征に伴い女性が労働力として最大限動員されることが望まれていた状況において、男性保育者の必要性を強く要望する花岡の姿勢は、当時の保育理論としては注目すべき点であろう。

資料6の編者は川人宥賢となっている。この人物は、古義真言宗の

機関紙『六大新報』に数回記事を載せているが、その内容は保育に関わるものではなく、それ以上の経歴については不明である。

資料6の注目すべき点は、以前からの農村不況対策、乳幼児保護に加え、応召による農村の労働力不足を背景に、「農繁期託児所の必要」と同時に現下の農村は刻々に常設託児所の必要に迫られつゝ、ある」と述べ、また都市部においても、「今次事変以来は銃後の努めてして」託児所開設を要請していることである。資料6により、都市部より起こった社会事業が農村に波及したものが、戦時を背景に逆輸入される形で都市部に流入している過程が確認できる。

都市部における労働は農村のそれとはちがい「常時不断の労働」であるから、託児所も常設的なものが望まれている。都市部では農村と異なり、託児所開設のための土地や建物・費用等が不足していたが、日本婦人団体連盟が実施したいわゆる「青空託児所」の例²⁰を紹介し、「建物等がなくとも託児所は開設出来るものであると云ふことが実証出来た」としている。

VI、戦争託児所への移行と仏教保育事業の断絶

（資料7）山元公道『季節保育所解説の手引き』（宗教団体戦時中央委員会、昭和十八年）

（資料8）粟津実『報国保育所の実際経営』（真宗大谷派教学局、昭和十九年）

昭和十六（一九四一）年十二月、真珠湾攻撃を機に日本は対米戦争へと突入した。政府は、真珠湾攻撃に先立つ昭和十六年一月に「人口政策確立要綱」を策定し、大東亜共栄圏建設のための、「我国人口の急激にして且つ永続的なる発展増殖と其の資質の飛躍的なる向上とを図る」政策の確立を急務とした。

この時期に至ると、幼稚園と託児所の差はほとんどなくなり、両者一九一と成って戦争遂行のための国策に協力しようとする姿勢を打ち出した。昭和十七（一九四二）年、厚生・文部両省の後援を受けた大日本仏教会が「一寺一社事」の目標を掲げ、昭和十八（一九四三）年、宗教団体戦時中央委員会が仏教各派で合計一万ヶ所の託児所開設の方針を固めている（ちなみに厚生省は、十ヶ年以内に全国に託児所六万ヶ所増設を計画）。対米開戦以来、圧倒的な物量差がある戦争を、生産拡充と戦力保護の間接的な支援政策として、季節保育所設置が国家より各宗教団体に要請されていた。

昭和十八（一九四三）年二月、東京では「戦時託児所使用条例」が告示された。これにより、「出征兵士遺家族の子供や徴用等で母親が働かざるを得なくなった家庭の子供にまで、対象が広げられるようになった²¹」。しかし翌年四月、東京都は「公立幼稚園非常措置二関スル件」を示し、緊迫した情勢に応じて幼稚園における保育事業の当分の休止を命じた。ただし、今時局下で必要と認められるものに関しては、「戦時託児所」としての経営継続を許可した。このため、多くの公私立幼稚園が、やむを得ず戦時託児所へと転換していった。結局六月に、「託児所閉鎖令」が出され多くの託児所が閉鎖となり、戦時託

児所として認められた施設のみが設置を許可された。敗戦間際の日本は、すでに戦争遂行が不可能であることを知りながら、それでもなお「次世代の皇国民」錬成のための保育事業の継続を放棄してはいなかったのである。

資料7は厚生省嘱託の山元公道なる人物が筆を取り、宗教団体戦時中央委員会より発行されている。委員会は、文部省主導のもと昭和十六（一九四一）年十二月に発足し、「文部省と諸官庁が宗教界との相互連絡を行うことを目的に設置された²²」ようである。組織はその後、昭和十九（一九四四）年に大日本戦時宗教報国会へと再編された。

資料7「序言」によれば、昭和十八（一九四三）年四月二六日の宗教団体戦時中央委員会主催の宗教団体代表者協議会において、「宗教団体戦時活動実施要目の重要な一項目」として季節託児所一万ヶ所開設を目標とする決議がなされた。昭和十八年五月一日発行の『中外日報』には、宗教団体が増設する託児所の、各都道府県における割り当てが掲載されている。

すでに大勢での敗戦は決していたこの時期、宗教団体、厚生省、文部省の三者は、「国家の要請する人口政策の完遂並に生産力の増強に少なからざる寄与をなす」事業として、季節保育所の開設を推進していた。

資料7が国家側から宗教団体に対する季節保育所の開設手引きであるのに対し、資料8は、真宗大谷派から『報国保育叢書』第一篇として発行された。『報国保育叢書』の第二篇以降は確認できていないが、第一篇発行のわずか八ヶ月後に日本は「敗戦」を迎えるため、続刊は

なされなかつたものと思われる。

注目すべきはその書名で、「報国保育所」という名称は管見の限り他に例を見ない。粟津は、「最近『国民保育所』『決戦保育所』等が流行のやうであるが、「決戦」云々は大国民としてあまりに上擦った気持があり、「国民」云々では戦時下多少気合が弱い、其処で私は「何々報国保育所」と称するのが、其開設の趣旨や内容からいっても、最もピッタリとくるように思ふ」と述べる。また、時局の認識として、「保育所の設備や取扱ひ方に不備がなく、其処へ我が子を託することによつて、国家に対するご奉公が、より以上に徹底することに気付けば、開設者から勧誘しなくても、相手の方から能動的に入所を願つて来る」とも述べている。

資料8は、保育の使命として以下の三点を挙げる。

- ①大和民族の後継者である幼児の質（主として体位の保護と向上）と量（多産と夭折の防止）に於ける強化推進の根本的解決。
- ②大東亜戦争完遂の基礎たる生産拡充の内助的機関。
- ③幼児を媒体とする国民の生活指導。

①②に関しては、同時期の季節保育所の使命としては普通である。

③に関しては、これ以上の詳しい記述はないが、資料7が述べる以下の認識と同一趣旨であろう。

季節保育所は子供を通じて深く母親の生活に結びつてゐる。母親の生活指導、それは国力の根基を培ふ堅実にして明朗なる家庭の樹立、更には健全なる部落建設の基礎をなすものである。（四頁）

報国保育所の経営について、開設期間は、常設が望ましいが地方に適した期間を設定し、最低でも一ヶ月は開設すること要請している。保育料についてはその減額や物資で代用させる旨が述べられ、国民生活の窮乏が推察される。最後に「特別訓練」の項を設け、国民学校入学を控える年長組を対象に、「戦時下の保育所」として、団体的な取り扱いを平時に比べやや強化することが述べられている。

おわりに

以上、昭和初期における仏教保育の実際に関わる資料を見てきた。

仏教保育の起点は、農村における労働力確保、乳幼児保護を目的とした、農繁期託児所の開設であった。各教団は、仏教寺院を取り巻く状況に対する危機感から、仏教寺院の社会的有用性を主張する営みとして、児童保護事業としての託児所に注目した。日本資本主義の構造的矛盾は昭和初期に臨界点に達し、日本は軍部の台頭から中国・東南アジアへの侵略戦争の道へと突き進んだ。仏教教団による託児事業

も、基本的には国策に従順し、戦時における人的資源の確保、及び将来の戦力たる幼児の育成をその使命とした。

仏教教団による保育事業は、当初の段階では、その教学的営為に就いてまったく配慮されることはなかったが、本課題で触れた資料4や5のように、次第に仏教主義に立つ保育理論の構築もはじまった。しかし、その理論も、既存の保育理論を全面的に仏教化するに至らず、戦争と敗戦の混乱によって、仏教保育の歴史も断絶せざるを得なかった。

今後も、仏教保育関係の資料の発掘・分析を進め、戦前・戦中期の仏教保育の実態を明らかにし、「まことの保育」構築に向けた基礎作業としていきたい。

なお、本研究は筑紫女学園大学・短期大学部平成二十五年度特別研究助成(指定研究)を助成していただいた成果であることを付記する。

注

- 1 高石史人・中西直樹・菊池正治編 不二出版、二〇一〇～二〇一四年
- 2 宇治和貴・金見倫吾「昭和初期仏教保育事業開始期の状況と子ども観」(筑紫女学園大学・短期大学部 『人間文化研究所年報 第二十五号』二〇一四年)
- 3 相馬和子「仏教者による児童保護の歴史」(小林孝輔ほか監修、池田英俊ほか編『現代日本と仏教Ⅳ福祉と仏教』、平凡社、二〇〇〇年)参照。
- 4 池田英俊ほか編『日本仏教福祉概論—近代仏教を中心に』、雄山閣出版、

一九九九年、一〇五頁。

5 註1、前掲書、第二巻、二〇一一年、所収。「凡例」によれば、記載されたデータは主に文部省宗教局の昭和四(一九二九)年度の調査に基づいている。したがって、昭和初年の仏教社会事業の動向を把握する資料として用いる。

6 内山憲尚「仏教保育に火をつけた堀信元」(『鶴見大学紀要』第一四号、第三部保育・保健歯科編、一九七七年、二四頁)。

7 『教海一瀾』第七三二号、一九二七年。記事には、「来る九月十日より東京築地別院内に於て約四週間保母養成所を開設の由なるが右は農繁期に際し簡易託児所を是非とも寺院坊守が主として実行するといふ寺属婦人のみを講習生として第一回の開設を試みる予定」とある。

8 『中外日報』昭和二(一九二七)年八月二〇日。ちなみにこの講習会での講義は、藤音得忍編『社会部叢書第四輯保育事業概論』(昭和三年)として出版されている。

9 『官報』第四〇九六号、一九二六年四月二三日。

10 田中まさ子「保育方法としての『養護』——一九三〇年代の保育論を手がかりに——」(岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要』第四七号、二〇一五年、六九頁)。

11 小宮山主計は、朝原の発表論文のテーマが多岐に渡るため、「そのいずれが中心をなすのか判断に苦しむところである。しかしいろいろ糸をたぐってみると結局それらが児童福祉殊に児童生活史の研究につながっていることが理解されてくる」(小宮山主計「児童福祉研究と朝原梅一教授」、『社会事業の諸問題…日本社会事業大学研究紀要』七、一九五九年、

七三頁)と指摘している。

12 朝原梅一『幼稚園託児所保育の実際』三友社、一九三五年、二頁(『大正・昭和保育文献集』第十二巻、日本らいぶらり、一九七八年)。

13 註11、前掲書、七四頁。

14 朝原は、第八章「幼児の心理」で、幼児の本能生活を①生命保存の本能生活②種族保存の本能生活③所有本能の生活④知的本能の生活、の四つに分類している(五八〜六二頁)。

15 山中六彦『保育事業と農繁期託児所』日本評論社、一九三四年、九七〜八頁。

16 内山の戦前期における主な著作は、『日曜学校の新経営法』(中外出版、昭和二年)、『仏教児童教化事業の実際』(仏教年鑑社、昭和十一年)、『幼稚園託児所談話法』(東洋図書、昭和十五年)、『国民保育要義』(東洋図書、昭和十六年)、『仏教童話とその活用』(興教書院、昭和十六年)など。

17 その理由について評伝は、「昭和十四年元旦早々、先輩知友への賀状に、『考ふるところあつて、だんぜん禁酒仕り候』と書き送つた後で、大事な口髭までも剃り落としてみたり、その後さらに、多年各方面に馴染まれた憲堂を憲尚と改めたりした、めに、何事かありしにや、と疑はしめたりしたが、事実は何事もあつたわけではなく、要するに酒と髭は、現下重大事局に対する自粛の意思表示であり、改名は、その実をして体のごとくあらしめたいとの願念から、ごつい堂をば雅号に追放して、新たに、いとやさしき尚を迎へ入れた次第、と云ふのである」(吉村貫練『仏教界の人物』三省堂、一九四五年、一五三頁)と紹介している。

18 同上、一五一〜二頁。

19 『教界一瀾』八一九号、一九三五年。

20 資料6によれば、日本初の「長期天幕託児所」即ち「青空託児所」は、日本婦人団体連盟の託児所研究委員会が、昭和十三年六月に東京市板橋・深川の両所に試験的に開設し、さらに八月に長期的な目論見で深川公園に開設したところ、「三週間の長期に亘って好成绩をあげたので、次回からは之を各地に及ぼさうと云うのであります」(六一頁)としている。

21 矢治夕起「昭和戦中期の戦時託児所について―幼稚園から戦時託児所への転換事例―①」(『淑徳短期大学研究紀要』第五三号、二〇一四年、八六頁)。

22 大澤広嗣「昭和前期の仏教界と連合組織―仏教連合会から大日本戦時宗教報国会まで―」(『武蔵野大学仏教文化研究所紀要』第三一号、二〇一五年、二四頁)。

(うじ) かずたか…人間科学部人間関係専攻 准教授
(もり) ちしよう…浄行寺 衆徒)